

石州府水源地非常用自家発電設備整備事業
ディーゼル発電機設置工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年 9 月

米子市上下水道局 浄水課

特記仕様書 目次

1. 総則		1
2. 工事仕様		8
3. 非常用自家発電設備工事		13

1. 総 則

1.1 適用範囲

本特記仕様書は、石州府水源地非常用自家発電設備整備事業ディーゼル発電機設置工事に適用する。

1.2 責任施工

本工事は、請負人による責任施工である。設計図書に記載なき事項についても技術上あるいは、全設備より見て当然必要と思われることは米子市上下水道局職員（以下監督員という）の指示に従い、設計図書の意図する性能、機能を十分満足するよう設計、施工しなければならない。

1.3 設計図書

1.3.1 本工事に対する設計図書は、下記のものとする。

- (1) 現場説明事項
- (2) 設計図
- (3) 特記仕様書
- (4) 設計書

1.3.2 本工事に対する設計図書の優先順位は、前項において(1)、(2)、(3)、(4)とする。

1.3.3 準拠規格

一般仕様書、特記仕様書において規定して記載されたもの以外は、すべて次の規格及び基準に準拠すること。

- (1) 日本工業規格 J I S
- (2) 電気規格調査標準規格 J E C
- (3) 日本電機工業会標準規格 J E M
- (4) 電線技術委員会標準資料 J C S
- (5) 電気設備技術基準
- (6) 内線規程及び配電規程
- (7) 電気用品取締法
- (8) その他関係法規並びに監督員が指示する仕様書、各種基準

1.3.4 承認図

請負人は契約後、監督員と設計打合せを行い詳細な施工図を作成し、承認を受けるための提出図書は各2部とする。

一旦、承認を受けても実際に施工の上で不都合があると認められる場合、あるいは設備上、追加等が必要と認められる場合には、監督員の指示に従って訂正図を提出し再承認を受けた後施工すること。承認図を返却後、決定図を提出すること。部数等については監督員の指示による。

1.3.5 疑義等

請負人は設計図書に関して疑義が生じた場合は、すべて監督員の解釈による。請負人は設計図書に記載されていない事項であっても請負人の負担においてこれを施工すること。

1.4 関係法規・責務の遵守

本工事の施工に当たって諸官庁の命令指示、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、道路交通法、電気事業法その他関係法規、並びに工事施工に関する協定事項及び用地等許可条件に違反しないこと。

1.5 手続きの代行

請負人は本工事施工に当り、諸官公庁及び当該電気供給者の検査を受ける必要があるものについては、すべての手続きを代行し、常に連絡を密にして設備使用開始に際し支障のないこと。ただし、手続書類は提出前に監督員の承認を受けること。

1.6 請負人の負担

本工事に関連する次の事項及び施設に必要な費用は請負人の負担とする。

1.6.1 設計図書に明記されていない事項

設計図書に明記されていない事項であっても、維持管理上当然必要とするもの及び施工上欠くことのできない材料及び作業の費用。

1.6.2 損害を与えた場合の補償

工事施工において、人畜、物件に損害を与えた場合の補償及び復旧費。

1.6.3 届出書類の作成

所管官公庁及び当該電気供給者等に対する必要な届出書類の作成、手続き及び検

査に対する費用。

1.6.4 各種試験、検査及びそれに必要な写真撮影等に対する費用。

1.7 施工管理

1.7.1 工事の着手

- (1) 請負人は工事着手に当たって施工計画書、工程表、現場代理人届、主任技術者届等を提出し、承認を受けること。また工事期間中に上記の事項を変更する場合は、直ちに届出て承認を受けること。
- (2) 現場代理人は、工事期間中現場に常駐し監督員の監督を受け、工事の施工管理、材料、機械の保管、並びに現場従業員の取締り等に専任すること。また事の処理に当たり即決権を持ち遂行できる者であること。
- (3) 主任技術者は、設備技術に関する経験豊富な者で、本工事にかかる技術的事項を総括、指導するものである。
- (4) 請負人は、優良な施工と円滑な行程進捗を計るため、善良で熟練した従業員を適正に配置し、整然とした作業を行うこと。
- (5) 施工範囲のうち重要な電気関係に従事する者は、電気工事士法による電気工事士の資格を有する者、及びこれと同等以上の技能を有するものとする。

1.7.2 現場用仮設備及び機械

(1) 仮設備配置計画

請負人は、工事实施に必要な主要電気設備、仮設建物及び材料置場等の仮設備の実施案について、その配置設計等を記入した計画書を提出し、監督員の承認を受けなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

(2) 施工用機械器具

- (a) 施工用機械器具は、すべて請負人が用意するものとする。
- (b) 機械器具は、十分な性能と耐久性を有するもので、常に整備点検を入念に行い、使用に当たって性能の支障等による工事の遅延を生じないように留意しなければならない。

- (3) 機械器具の機種、性能、台数等を、監督員が指定した場合、これと異なるものを使用とするときは、承認を得なければならない。

1.7.3 工事施工中の管理

(1) 工事週報

監督員の指示する内容により、予定表及び実績表を毎週提出すること。

(2) 記録及び報告

請負人は、工事の進捗に伴い、次の各号の記録及び報告を行う。なおこれらの内容、提出時期及び方法については、監督員の指示による。

- (a) 使用材料報告書
- (b) 履行報告書
- (c) 段階確認報告書
- (d) 打合せ議事録
- (e) その他監督員が必要とするもの。

(3) 保護及び養生

- (a) 請負人は、据付けた設備について、保護、養生を必要に応じて行うこと。
- (b) 工事中、監督員が特に必要と認めて指示する場所は仮設照明を設けること。

(4) 関連業者との協力等

工事施工に当っては、施設の全体を熟知し関連業者との連絡を密にし相互に協力して工事の進捗を計ると共に、工事限界部分については、相互に協力し、全体として機能上の欠陥を生じない設備とすること。

(5) 施工の立会

請負人は、工事完成後外面から明視することのできない工事、その他主要な工事と監督員が認めた箇所については、監督員の立会の上施工しなければならない。

(6) 記録写真

- (a) 請負人は工事の全体及び細部について記録写真を撮影すること。

撮影は工程の順序にしたがって施工の状態を、監督員の指示に従い詳細に記録するものとする。なお、必要に応じその都度L判各1枚を提出すること。

- (b) 工事完了後、外部から検査できない箇所は原則として撮影しなければならない。その他監督員が必要と認めた箇所については適宜撮影しなければならない。

1.7.4 保安及び衛生管理

- (1) 請負人は、保安及び衛生について関係法規を守り、公衆に迷惑をおよぼさないこと。関係法規に規定されていない事項についても、監督員の要求があれば必要な手続きを行い、適当な処置を講じて監督員の承認を受けること。特に本工事は水源地構内での建設工事であるため、監督員の指示にしたがって検便の励行、伝染病の予防措置等を確実に行うこと。考慮すべき主な事項は次のとおりである。

- (a) 道路の通行制限

- (b) 危険物の取扱
- (c) 河川及び用排水の汚染または放流
- (d) 立入禁止区域の設定

(2) 風紀

請負人は、従業員の風紀に十分注意し紛争を生じないよう責任者を定めてその取締りに当たらせること。

(3) 保護具

工事現場においては、保安帽その他必要な保護具を着用するなど、危険防止について十分な予防対策を講じること。

1.7.5 公害の防止

- (1) 工事施工中は、付近住民の通行に支障を与えないこと。
- (2) 工事施工に当たっては、騒音等について十分考慮し必要な場合消音装置を設けるなど、適当な措置を講ずること。
- (3) 請負人は、常に作業現場、作業用地内外の整理、整頓に留意し、建物の内外のプラント施工機械、資材等の取り片付け清掃を行うこと。

1.7.6 工事の完了

- (1) 請負人は、工事が完了したときは、速やかに完成届を提出すること。
- (2) 工事終了後は、請負人は、監督員の指示に従い速やかに不要材料、仮設物、器具、機械等を撤去し、当該地区を整理清掃すること。

1.8 既設物（埋設物等を含む）

1.8.1 埋設物の保護

- (1) 既設物の現状を十分把握し、これらに損傷を与えないよう注意するとともに水道施設にあっては、水質の保全につとめること。
- (2) 埋設物の位置及び深さ等を確認しがたい場合は、監督員の立会いのもとに試掘を行わせることがある。
- (3) 工事施工中にこれらの既設物に、損傷をあたえた場合は、直ちに監督員に報告すると共に、すみやかに原形に復旧すること。
- (4) 既設物に隣接して、新しい設備を設置する場合は、必要に応じて既設物に適当な保護及び補強を施し、監督員の承認を受けること。

1.8.2 既設物の解体

- (1) 既設物の解体は、設計図書に基づいて施工し、不明なる箇所については、監督員

の指示によること。

- (2) 工事の都合上、一時的に撤去または、取りこわしの必要が生じた場合は、監督員の承認を受けて行い、工事完了後には原形に復旧しておくこと。
- (3) これらの解体によって工事完了までに既設物の維持管理上、これらの施設が必要なる場合は、適当なる仮設備によってその機能を維持できるような措置を講じておくこと。

1.9 検査

- 1.9.1 検査は、本工事に含む設備が規定の性能を発揮し、かつ通常外因によって毀損しないことを確認する検査及び試験を行うものである。
- 1.9.2 検査の種類は、現場据付け及び配線、配管工事完了後、使用前並びに工事完成検査とする。
- 1.9.3 検査は、監督員の立会いを必要とする。
- 1.9.4 検査に要する費用はすべて請負人の負担とする。ただし監督員の派遣費は含まない。
- 1.9.5 検査は、設計図書及び決定図に基づいて実施する。
- 1.9.6 請負人は、検査を受ける場合実施予定日の7日前までに検査依頼書を監督員に提出すること。
- 1.9.7 検査に合格した設備でも、使用前または使用中に不良箇所を発見した場合は、監督員の指示により適当な措置をしなければならない。
- 1.9.8 請負人は、検査における試験成績書を監督員に提出すること。
- 1.9.9 検査内容
 - (1) 完成検査
 - (a) 使用前検査に合格した後、次の要領で完成検査を行う。
 - (b) 工事完了に当り完成検査を受けるものとし、これに合格して受渡し完了とする。
 - (c) 検査方法は、監督員が指示する。
 - (d) 完成検査を受ける場合、完成図書を作成し監督員に提出すること。なお、完

成図書は下記のものとする。

竣工図	2 部
完成図書	2 部
施工管理書類	1 部
上記の書類、工事写真などの電子データ	1 部

1.9.10 検査項目

(1) 全般試験

工事全般にわたり、次の事項について試験を行う。

- (a) 各種基準、その他関係法規に抵触する箇所。
- (b) 設計図書、完成図書との相違。
- (c) 材料の良否。
- (d) 材料の取付位置並びに取付位置の良否。
- (e) 配線、配管の接続方法の良否。
- (f) 設備使用について支障を生ずる恐れのある箇所。

(2) 導通試験

監督員の指示に従い、電線の断線及び誤接続などの有無を調べるために行う。

(3) 絶縁試験

監督員の指示に従い、電気設備技術基準に抵触する箇所の有無。

(4) その他、監督員が必要と認めた試験。

1.10 施工の保証

本工事の保証期間は、全体完成後 1 か年とする。保証期間中に請負人の責任とみなされる原因によって事故が生じた場合（破損、変質、性能低下等）請負人は監督員が指定する期間にその負担で補修取り替え、その他必要な措置を講ずること。ただし、保証期間後といえども、根本的に請負人の不備に起因するとみなされる事項については、上記と同様、すべて請負人の負担とする。

2. 工事仕様

2.1 共通事項

工事種目、配線方法、機器の配置その他は設計図によるものとするほか、保安装置については、特に記載なくも、最小電線を保護するのに十分な電流容量、及び電路中、これを設置する箇所における必要なしゃ断容量をもつ保安装置を設ける。

2.2 ケーブル仕様

2.2.1 本工事における電線及びケーブルは次の仕様とする。

- ・ 600V 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (CET、CE)

- ・ 600V ビニル絶縁電線 (IE)

- ・ その他、使用機器により特に要求するケーブル

シュリンクバック現象による事故発生抑制のため、特にEMケーブルの端末部にはシースストッパー等の対策を講じること。

2.2.2 電線サイズ

機械設備に関連して負荷容量が変わった場合、内線規程の電圧降下及び電線の太さの規程にて計算し、監督員の承認後ケーブルサイズの変更を行うこと。

2.2.3 電線の接続

- (1) 電線の途中接続は原則として行わない。
- (2) 芯線相互の接続は、原則として圧着接続子、スリーブなどの接続金具を使用する。

2.2.4 電線と器具端子との接続

接続は、十分締付け、ゆるむおそれのある場合は二重ナット又は、スプリングワッシャを使用する。

2.3 配管配線

2.3.1 電線管

電線管類の種類は、設計図書による。

2.3.2 金属管工事

(1) いんぺい配管の布設

- (a) 電路の埋込または貫通は、監督員の指示に従い、建造物及び強度に支障のないように行う。
- (b) 予備配管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を入れておくこと。
- (c) 通線する場合には、潤滑材として絶縁被覆をおかすものは使用してはならない。
- (d) 通線は通線直前に管内を十分清掃し、なるべく天井、壁の仕上塗りが乾燥してから行う。また、通線に際して電線の被覆を損傷しないよう注意するとともに汚れないよう十分養成しながら通線すること。
- (e) 管の埋込み又は貫通は監督職員の指示に従い、建造物の構造及び強度に支障のないように行うこと。
- (f) 管の曲げ半径は、管内径の6倍以上とし、曲げ角度は90度を越えてはなら

ない。一区間の屈曲箇所は4ヵ所以内とし、曲げ角度の合計は270度を越えてはならない。

- (g) 管を造営材に取付けるには、サドル又はハンガー等を使用し、取付ける間隔は2m以内とする。ただし、管端、管相互の接続点及び管とボックスとの接続点では、接続点に近い箇所で管を固定する。
 - (h) 配管の一区間が10mをこえる場合、または技術上必要とする箇所には、プルボックスを設ける。
 - (i) 管の切口は、リーマなどを使用して平滑にし、絶縁ブッシングを取付ける。
 - (j) コンクリート埋込みとなる管路は、管を鉄線で鉄筋に結束し、コンクリート打ち込み時に容易に移動しないようにする。ボックス、分電盤の外箱などは型枠に堅固に取り付ける。なお、ボックス、分電盤の外箱などに適合する仮枠を使用する場合はボックス、分電盤の外箱などを取り付けた後、その周囲にモルタルを充てんすること。
 - (k) ボックス類は、造営材その他に堅固に取り付ける。なお、点検できない箇所に施設してはならない。
- (2) 水気の多いコンクリート床面からの立ち上がり配管の根元回りはモルタル巻を施すなど水たまりのできないよう処理すること。
- (3) 露出配管の布設
- (a) 露出配管は、天井又は壁面に沿って布設し、立ち上げ又は引き下げる場合は、パイプシャフトその他壁面に沿って布設すること。
 - (b) 管を支持する金物は、鋼製で管数、管の配列及びこれを支持する箇所の状況に応じたものとする。なお結露の恐れがあるところでの支持金物はステンレス製とする。
 - (c) プルボックスは、原則としてスラブその他の構造体に直接接触しないようにカラー等を挿入して取り付けること。
 - (d) 管を支持する金物は、スラブその他の構造体に堅固に取り付けること。
 - (e) 管を布設する場合は、結露の恐れがある箇所の器材の取付は天井及び壁面より離して支持するものとし、かつその間隔は2m以下とする。なお、取付ハンガーはその小口で床上2.5m以下の部分は保護キャップを取り付けること。
 - (f) 管を構造物の伸縮部分を渡って施設する場合は伸縮を考慮すること。
 - (g) 耐蝕性のある仕様の金属管を使用または耐蝕塗装を施すこと。
- (4) 管路の接続
- (a) 管相互の接続は、カップリングまたは、ねじなしカップリングを使用し、ねじ込み、突合わせ及び締付けは十分に行う。管とボックスの接続がねじ込みによらないものには、内外面にロックナットを使用して接続部分を締付け、管端には絶縁ブッシングを設ける。
 - (b) 接地を施す配管は、管相互及び管とボックスの間にボンディングを行う。ただし、ねじ込み接続となる箇所及びねじなし丸形露出ボックス、ねじなし露出スイッチボックスなどに接続される箇所には省略してよい。
 - (c) 管を送り接続とする場合はカップリング及びロックナットを使用する。
 - (d) ボンディングに用いる接続線は2.0mm以上の軟銅線を使う。その接続は、監督職員の承諾を得た場合を除き無はんだ接続とすること。
 - (e) 湿気の多い場所または水気のある場所に施設する配管は、監督職員の指示により防湿または防水処置を施すこと。
- (5) 配管の養生及び清掃
- (a) 管に水気、じんあいなどが侵入しがたいようにし、コンクリート打ちの場合

は、管端にパイプキャップ又はブッシュキャップなどを用いて十分養生すること。

(b) 管及びボックスは、コンクリート打ちの場合は型枠取り外し後、すみやかに管路の清掃、導通調を行うこと。

(c) 管、付属品及び管支持物のメッキ又は、塗装のはがれた箇所には、塗装工事仕様により補修塗装を行うこと。ただし、コンクリート埋込み部分はこの限りでない。

2.3.3 合成樹脂管工事

(1) いんぺい配管の布設は、2.3.2 金属管工事によるほか下記によること。

(a) 管の支持は、サドル、ハンガー等を使用し、その取付間隔は、1.5m以下とする。ただし、管相互及び管とボックス等との接続点又は管端から 0.3m以下の箇所では管を固定する。なお、温度変化による伸縮性を考慮して締め付けるものとし、直線部が 10mを越える場合は適当な箇所に伸縮カップリングを使用する。

(b) 管を加熱する場合は、過度にならないようにし、焼けこげを生じないように注意すること。

(c) 管をコンクリートに埋め込む場合は、配管時とコンクリート打ちのときの温度差による伸縮を考慮して施工すること。

(2) 露出配管の布設は、前項(a)、(b)及び 2.3.2 金属管工事によるほか下記によること。

(a) 管を支持する金物の取付間隔は 1.5m以下とする。ただし、プルボックスと管との接続点に近い箇所では管を固定すること。

(3) 管の接続

(a) 管及び付属品は機械的に完全に連結すること。ただし、伸縮カップリング部分はルーズ接続とする。

(b) 管相互の接続は原則として、T S カップリングによって行うこと。なお、この場合は T S カップリング用の接着剤をむらなく塗布して完全に接続すること。

(c) 管とボックスの接続は、原則としてハブ付ボックスによるかまたはコネクタを使用し、上記に準じて行うこと。

(d) コンクリート埋込以外の管路は、必要な箇所に伸縮カップリングを使用して接続すること。

(e) 湿気の多い場所及び水気のある場所における接続は、接着剤を用いて特に防湿、防水に注意すること。

(f) 配管の養生及び清掃は 2.3.2 金属管工事による。

2.3.4 可とう電線管工事

(1) 管の布設

(a) 可とう電線管及び付属品相互は、機械的、電氣的に完全に連結し、かつ、造営材に取り付けること。

(b) 管の曲げ半径は、管内径の 6 倍以上とし、管内の電線が容易に引き替えることができるように布設すること。ただし、やむをえない場合は監督職員の承諾を受けて、管内径の 3 倍以上とすることができる。

(c) 管を造営材に取り付けるには、一般にサドル又はハンガー等を使用し、取付間隔は 1 m 以下とすること。なお、管端、管相互の接続点及び管とボックスの

接続点では、それから 0.3m 以下で管を固定する。ただし、垂直に布設し、人の触れるおそれのない場合及びやむおえない場合は、2 m 以下とすることができる。

(d) ボックスとの接続には、適当なコネクタを使用し堅固に取付けること。

(e) 可とう電線管を他の金属管等と接続する場合は、適当なコネクタにより機械的、電氣的に完全に連絡すること。

(f) 管の端口には、電線の被覆を損傷しないようにプッシング又はコネクタ等を使用すること。

(g) ボンディングに用いる接続線は、2.3.2 金属管工事によること。

(2) 管の種類は、特記の無い場合は、プリカ（ビニル被覆）電線管を使用する。付属品はその管及び施設場所に適合するものとする。

(3) その他については 2.3.2 金属管工事に準ずる。

2.4 ケーブル配線

2.4.1 ケーブル

ケーブルの種類、芯線数、及び太さは設計図書による。

2.4.2 施設方法

(1) ケーブルは配線ピット、配線ラック、ダクトなどに沿って、施設するものとする。

(2) ケーブルを壁、柱、床、天井などに埋込む場合、及び配線ラックよりの立下げ露出箇所は、原則としてケーブル外径の 1.5 倍以上の内径の鋼製電線管などに収める。

(3) ケーブルはなるべく曲げないようにする。やむをえず曲げる場合は、被覆がいたまないように注意し、その屈曲半径はケーブル外径の 10 倍以上とする。ただし、ビニルケーブルなどは 5 倍以上とする。

2.4.3 その他

金属管工事へ移行する箇所には、絶縁ブッシングを使用してケーブルを保護すること。

2.5 地中配線

2.5.1 ケーブルの種類及び太さは設計図書による。

2.5.2 布設方法

ケーブルの布設方法は設計図書による。掘削箇所は監督員の指示に従い土をつき固めながら埋め戻し復旧する。

(1) 管路の土かぶりは原則として、0.3m 以上とし、車両その他の重量物の圧力を受けるおそれのある場合は、0.6m 以上とする。

(2) ケーブルの引入れに先立ち管内を十分に清掃する。ケーブルは丁寧に引入れ、管端口はケーブルを損傷しないように保護する。

2.5.3 ケーブルの曲げ及び接続

(1) ケーブルの接続は原則的に行わないようにし、やむをえず必要な場合は、ハンドホールまたは、マンホールで行う。

(2) 引込み口及び引出口は、設計図書により水が屋内に侵入しないように十分留意して施工するほか、下記による。

(a) 管路式、直接埋設式の貫通管は、屋外に傾斜させる。

- (b) ケーブルは、ハンドホール、マンホール内及び引込み口、引出し口近くで余裕を持たせる。
- (3) 監督員の指示する要所では、ケーブルにプラスチック製などの名札を付ける。

2.6 接地

2.6.1 接地極

接地極は、銅覆鋼棒または接地銅板を使用する。

2.6.2 接地線

接地線は緑色のビニル電線を使用し、その太さは設計図による。

2.6.3 接地工事の施工方式

- (1) 接地極はなるべく湿気の多い場所でガス、酸などによる腐食のおそれのない場所を選び、接地極の上端が地下75cm以上の深さに埋設する。
- (2) 接地線、接地極との接続は、電氣的及び機械的に堅牢に施工する。
- (3) 接地極及び接地線は、避雷針、避雷器の接地極及びその裸導線と2m以上離す。
ただし、現場の状況により前記のとおり、施工できない場合は監督員の指示により1m以上とすることができる。
- (4) 接地種別、接地極の埋設位置、深さ、埋設年月日を明示する表示板を接地極の埋設位置近くの適当な個所に設ける。

2.7 写真

本工事における各工程の写真を下記要領で撮影アルバムに収納して指示する部数を提出すること。これに要する費用は全て請負者の負担とする。

2.7.1 撮影内容

- (1) 着工前及び完成（現地）
- (2) 各検査状況
- (3) 現地工事
 - (a) 機器据付
 - (b) 配管、配線
- (4) その他監督員が指示する写真

3. 非常用自家発電設備工事

3.1 概要

本工事は、非常用自家発電設備（支給品）の据付を行うものである。

3.2 支給品機器仕様

AP95C-6S（6B105T-GL×90kVA）／ヤンマーエネルギーシステム株式会社

数量 1 台

1) 発電機

(1) 形 式	横軸回転界磁形同期発電機
(2) 定格出力	90 kVA
(3) 出力電圧	220 V
(4) 周 波 数	60 Hz
(5) 力 率	80%遅れ
(6) 回 転 数	1800 min ⁻¹
(7) 相 数	3 相 3 線
(8) 極 数	4 極
(9) 励磁方式	ブラシレス方式
(10) 保護方式	保護形 (IP20)
(11) 冷却方式	自由通流形 (IC01)

2) エンジン

(1) 形 式	6B105T-GL
(2) 出 力	107 kW
(3) 回 転 数	1800 min ⁻¹
(4) 燃 料	軽油
(5) 始動方式	電気式（セルモータ式）
(6) 冷却方式	ラジエータ冷却方式

3.3 支給品の取扱い及び施工範囲

(1) 搬入及び引き渡し条件

- ・ 支給品の水源地内への搬入、指定場所への仮置き作業は、別途発注の機器購入業務（納入業者）において実施する。
- ・ 支給品の受け渡しは、水源地内の指定仮置き場所において現況姿渡しとする。

(2) 施工及び管理範囲

- ・ 本工事における施工範囲は、指定仮置き場所からの機器移動・据付、後施工アンカー固定、配線・配管接続及び試運転協力作業とする。
- ・ 据付着手から完成検収までの期間、通常の善管注意義務をもって機器の養生及び保護を行うものとする。

(3) 据付着手前の状態確認

据付け作業に着手する前に機器の外観確認を行い、万一著しい損傷等を発見した場合は、速やかに監督員へ報告するものとする。